

コロナ災害を乗り越える

いのちと暮らしを守る Q&A（現金給付編）

2020年4月17日版

いのちと暮らしを守る何でも相談会実行委員会

（生活支援臨時給付金）

Q1 1世帯あたり30万円の現金給付がされるという話に加え、最近、1人あたり10万円の現金給付がされると聞きましたが、どういう要件でいつからされますか？

A 4月7日に「生活支援臨時給付金（仮称）」を支給することが閣議決定されましたが、4月17日の報道によれば、これを撤回し、所得制限なしで1人10万円の現金支給をする方向であるとされています。詳細は全く不明なので、総務省のHPやコールセンター（03-5638-5855）で確認してください。

※ 総務省HP

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html

（持続化給付金）

Q2 中小企業200万円、個人事業者100万円の現金支給がされると聞きましたが、どういう要件でいつからされますか？

A 今年1～12月のうち、売り上げが前年同期より50%以上減った中小企業やフリーランスなどの個人事業者（NPO、社会福祉法人含む）が対象で、詳細は4月最終週に公表予定とされています。経済産業省のパンフや相談ダイヤル（0570-783183）でご確認ください。

※ 経済産業省パンフ

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

※ よくある問合せ

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-qa.html>